

多賀町認定地域クラブ活動指導者登録制度

第1章 総則

(目的)

この指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、文部科学省が令和7年12月に公表した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、多賀町における地域クラブ活動の質の向上および安全な運営を図るため、地域クラブ活動の指導に従事する者を「認定地域クラブ活動指導者」として登録する仕組みを定めることを目的とする。

(定義)

本制度に基づき、多賀町が定める研修（以下「研修」という。）を受講し、多賀町に登録された指導者を「多賀町認定地域クラブ活動指導者」（以下「認定指導者」という。）と呼ぶものとする。

第2章 認定地域クラブ活動指導者の登録

(登録要件)

認定指導者として登録を希望する者は、次の要件を全て満たさなければならない。

- 1 研修を受講し、研修終了後、認定証を授与された者
- 2 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- 3 以下のいずれにも該当しない者
 - ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②反社会的勢力に属している者
 - ③過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

(登録要件の一部免除)

教職の経験がある者や兼職兼業の許可を得た教員、またスポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者は、上記（登録要件）の1を免除することができる。

(研修)

研修は、多賀町教育委員会が実施し、その研修内容は、次の事項を含むものとする。

- ①安全管理
- ②指導者の役割と倫理
- ③ハラスメント防止

④救急対応

研修修了者には「多賀町認定地域クラブ活動指導者研修修了証（認定証）」を交付する。

第3章 登録手続等

（申請）

認定指導者として登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次の書類を多賀町教育委員会に提出するものとする。

①多賀町認定地域クラブ活動指導者登録申請書

②研修修了後に交付される「認定証」の写し

③その他、教育委員会が必要と認める書類

（審査）

多賀町教育委員会は、提出書類を審査し、適当と認めた場合に登録を行う。

（登録期間）

登録の有効期間は、4年間とし（登録の効力の発生日の属する年度の翌々翌年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々翌年度末）、更新には再度の研修受講または更新研修の受講を必要とする。

（登録事項等の変更）

認定指導者は、登録事項等に変更があった場合には、多賀町教育委員会に報告するものとする。

第4章 認定地域クラブ活動指導者の責務

（認定指導者の責務）

認定指導者は、クラブ活動を行う上で次の責務を負う。

①子どもの安全確保

②ハラスメントの防止

③活動記録の作成・提出

④多賀町教育委員会が定める指導方針の遵守

⑤必要に応じた研修・講習の受講

（個人情報の保護）

認定指導者は、本制度に基づく指導・活動を通じて知り得た個人情報（生徒等の氏名、住所、健康状態その他個人を識別できる情報をいう。）を、目的外に使用し、または第三者に漏洩してはならない。なお、指導を終了した後も同様とする。

第5章 登録の取消し

（登録の取消）

多賀町教育委員会は、次のいずれかに該当すると認める場合、登録を取り消すことがで

きる。

- ①虚偽の申請があったとき
- ②指導者として不適切な行為があったとき
- ③ハラスメント等の重大な問題行為が認められたとき
- ④その他、教育委員会が不適当と判断したとき

付 則

- 1 この制度は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 制度の運用状況を踏まえ、多賀町教育委員会の承認を経て、必要に応じ見直しを行う。